

令和元年度
糸島市外部点検報告書

令和元年 9 月
糸島市行政改革推進委員会

目次

1 外部点検報告書について.....	1
2 令和元年度糸島市外部点検の実施概要について.....	2
3 外部点検の結果について.....	4
(1) 点検施策「保育などのサービスの充実を図る」の点検結果.....	4
外部点検による施策の方向性の示唆.....	4
外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見.....	5
参考：点検施策の概要.....	7
(2) 点検施策「地域資源を生かした観光を確立する」の点検結果.....	11
外部点検による施策の方向性の示唆.....	11
外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見.....	12
参考：点検施策の概要.....	14
4 令和元年度外部点検のまとめ.....	16

1 外部点検報告書について

糸島市では、行政評価制度に基づき、長期総合計画の施策を外部の視点で点検する「外部点検」の取組を行い、行政改革推進委員会が、その点検者としての役割を担っています。

今年度においても、その役割を果たすため、2 施策の点検をおこなったので、この報告書により点検結果を報告します。

なお、昨年度までの外部点検を通して、本委員会は、以下のような意見を持っています。

- (1) 平成 28 年度から「施策」単位での点検に変更したことで、それまでの「事務事業」単位よりも、施策全体が見通せるようになり、評価がしやすくなった。
- (2) 市職員が各施策推進に向け、日々真面目に懸命に取り組んでいることがよくわかるとともに、全施策に共通すると思われる重要な 4 つの視点（ 施策の目指す姿の明確化及び共有、 事業や施策の向こう側にある市民が受ける成果（アウトカム）を意識する、 適切な指標の設定、 わかりやすく伝える ）を見出すこともできた。
- (3) 外部点検を含む行政評価をしっかりと行うことは、市民サービスの向上に直結することであり、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第一条の二）という地方自治体の役割を今後も十分に果たしていくために、必要不可欠であると考えます。

2 令和元年度糸島市外部点検の実施概要について

(1) 目的

糸島市行政評価制度に基づき、市が行う行政評価について、市民や有識者などと一緒に、対話を通して「行政外部の視点」から点検し、自律的に行政サービスの質を向上させていくことを目的に実施する。あわせて、「気づき」による職員の意識改革を図る。

外部点検では、以下の3項目に重心を置くこととする。

評価の質の確保

職員の自律的な事業の見直し

職員の意識改革

(2) 点検対象

糸島市長期総合計画に掲げる、66の施策に紐づく事務事業のまとまりを対象として点検を行う。ただし、点検自体の効率性を考慮し、除外要件を設定する。

【除外基準】

平成28年度～平成30年度外部点検の施策統括課及び関係課（ただし、別に企画監が担当していた施策は、別課所管と判断する。）に関する施策を除外する。

平成30年度は、「糸島市総合戦略」掲載施策を除外していたが、今回は、選定対象とする。

66の施策から上記の除外基準を適用した結果、16施策が点検対象の候補となった。

16候補の中から、行政改革推進委員会として、次の2施策を点検対象に決定した。

点検施策

- ・ 保育などのサービスの充実を図る
（施策統括課：子ども課）
- ・ 地域資源を生かした観光を確立する
（施策統括課：商工観光課）

(3) 点検実施日時

外部点検会議1日目（A班）：8月1日（木）14時15分～15時45分

点検施策： 保育などのサービスの充実を図る

外部点検会議2日目（B班）：8月2日（金）10時15分～11時45分

点検施策： 地域資源を生かした観光を確立する

(4) 点検員

糸島市行政改革推進委員会の委員（市職員を除く）を2班に分け、各班で1施策ずつ、外部点検を実施する。なお、外部点検を効果的に実施するため、コーディネーターを配置する。

【コーディネーター】

氏名	所属
加留部 貴行	九州大学大学院統合新領域学府客員准教授

【点検員】糸島市行政改革推進委員会の委員（市職員を除く）

氏名	所属	班
石長 史康	公募委員	A
岩井 美樹	一般社団法人日本ヒープ協議会 九州支部理事	A
佐藤 倫子	公募委員	B
高山 慎治	福岡銀行法人金融サービス部 副調査役	A
西 憲一郎	糸島市教育委員会 委員長職務代理者	B
藤原 好子	公募委員	B
松嶋 慶祐	財団法人九州経済調査協会 事業開発部主任研究員	A
村藤 功	九州大学大学院 経済学研究院 九州大学ビジネススクール 教授	A、B
吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 副会長	B

(5) 結果の活用

外部点検により得られた、意見や新たな視点を参考に、より効果的な施策推進を図るため、以下のとおり点検結果を活用する。

- 施策の中での事業の優先順位付けによる自律的なスクラップアンドビルドの実行
- より効果的な事業への改善
- 内部評価の質の向上
- 次期総合計画の見直しへの活用

3 外部点検の結果について

(1) 点検施策「保育などのサービスの充実を図る」の点検結果

(施策統括課：子ども課)

外部点検による施策の方向性の示唆

待機児童の問題が全国的に取り上げられ、糸島市においても、0人だった待機児童数が平成29年度に初めて4人となり、平成31年4月1日現在で78人となるなか、これを含めた子育て支援事業全般について、熱意を持って取り組んでいることが伝わってきた。また、保育施設の増設への補助や保育士不足への対策事業を、急遽令和元年度で実施するなど、限られた予算、制度の中で効果的な取り組みを実施している事は評価したい。

しかしながら、令和元年10月1日から始まる、幼児教育・保育の無償化による影響の予測に不安が残る。予測と、その予測への対応が困難であることは、十分理解できるが、保育サービスのニーズ増加は、単純に人口増加だけが要因ではなく、働きたい母親、共働きが必要な親の増加が影響するものであり、人口の推移のみから想定している現状は再考の余地があり、そのうえで、もしもの時のバックアッププランを検討する必要があるのではないだろうか。

また、保育士の離職防止のためにも、保護者とのトラブルや職場内での問題などへのフォローが必要となるのではないかと。

例えば、市内の保育所・幼稚園等の園長や保育士でワークショップなどを行い、横のつながりを作ることで、離職防止策等の良い取組を広げることが出来ないだろうか。

また、保育サービスを必要とする人へ、必要となる情報を的確に伝えることができれば、市民満足度調査の「保育などのサービスに満足している市民の割合」の数値も、改善されるのではないだろうか。

いずれにせよ、少子化傾向の継続を考えれば、働きたい母親の増加、共働きが必要な親の増加や幼保無償化による保育サービスのニーズ増加は、長期的に見れば解消されるものと思われるが、サービスを受ける側としては、「いま」が唯一の時期となる。待機児童のため保育所に預けられず働けなければ、働きたかった女性にとっては、人生における大きな挫折として一生の問題となる。待機児童解消のために、定員の増加や必要な保育士の確保などの超短期ですべき対策と、子育て支援の質の向上や保育サービスの持続性確保などの長期的に対応すべきもの見極めが必要となる。

行政がやらなければならないことがある一方で、行政だけで考えるには限界があるので、幅広い関係者との対話を通じて、現場での改善を図ることも必要である。

外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見

施策全体に関して

(良いと思われる点)

- ・保育士不足について、令和元年度での新規事業で対策がなされている。人件費の補助や就職・転職フェアの開催、短期大学や専門学校生徒への聞き取り調査や担当教員へのPRなど、様々な取り組みが実施されている。
- ・病児・病後児保育について、断り件数を減少させ、加えて福岡県での広域的な取り組みへの検討を行っている。
- ・令和2年度から5年間の「糸島市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、対象を子育て世代に絞ったアンケート調査を実施するなど、根拠のある計画の策定に努めている。

(見直し・改善すべきと思われる点)

- ・幼児教育・保育の無償化による、保育サービスへのニーズ増加の試算が不十分ではないかを感じる。母親の勤労ニーズの増加や幼保無償化による保育所ニーズの増加を視野に、再試算が必要ではないだろうか。待機児童発生の可能性があれば、手遅れにならないように定員の増加や保育士の拡充を検討する必要がある。
- ・市民の満足度「保育などのサービスに満足している市民の割合」がどうしたら上昇するのか、対策が必要である。
- ・実施している事業への「理解」を市民にPRし、「自分たちが分かる」を「市民が分かる」にするため、スローガンなどを掲げて、推進していく姿を見せる等の取組を行ってはどうか。
- ・幼保同士の横の連携を取り、タイムリーな問題点を議論し、対策を講じる仕組みを作っていくべきである。
- ・私立幼稚園に、保育園機能を持つ子ども園化を市の補助金を使ってでもお願いすべきである。

個別の事業に関して

[施設型給付事業（私立保育所等分）]

- ・定員の増員を検討すべき状況にあるため、予算を増やして対応しても良いのではないか。

[一時預かり事業]

- ・糸島市に一時預かりがあるというイメージが薄いので、もっとPRしてはどうだろうか。

[延長保育事業]

- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、ニーズが増加することが想定されるが、財源をどうするのか。（交付税措置の対象ではないと思われる）

[障害児保育事業]

- ・相談支援専門員の定期的な訪問等はあるのか。いろんなライフプランの時期にアドバイスがあれば、生きる指針になるのではないか。

[保育支援事業（実計）]

- ・保育士の待遇改善について、サービス水準の競争が起こる事への懸念があるようだが、短期的に増員が必要な点を踏まえると、やむを得ないのではないか。

[ファミリー・サポート事業（実計）]

- ・保育所・幼稚園等によって、サービスの受け入れが出来ない点を解消することで、保護者の負担軽減につながるのではないか。

[地域型給付事業（小規模保育事業所分）（実計）]

- ・小規模児童所などを、地域でも育む風土づくり（支援のつながりを含め）も大切である。

参考：点検施策の概要

【長期総合計画後期基本計画での位置付け】					
基本目標：2 子どもが健やかに育つまちづくり					
政策：1 子育て支援の充実					
施策： 保育などのサービスの充実を図る					
【施策概要】					
<p>保育などのサービスが充実している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が働きながら、子どもを育てやすい環境を整えるための保育環境が向上している。 ・糸島の環境や風土などに合った糸島ならではの取組で、市民満足度を高める保育サービスがなされている。 ・保育協会をはじめ、各種保育を行う社会福祉法人、医療法人、各種団体などが協働しながら、保育環境を向上させる。 					
【成果指標】	H29実績	H30実績	R1見込	R2計画	目標値 (R2)
幼保一元化と小規模保育の施設数(施設)	2	3	3	3	3
病児・病後児施設の受け入れ人数(人/年)	647	999	1,188	1,188	1,188
保育などのサービスに満足している市民の割合(市民満足度調査)(%)	22.7	27.1	28.5	30.0	30.0
待機児童数(各年4/1時点)(人)	4	13	78	-	0

【施策を構成する事務事業とその概要】

・ 病児・病後児保育事業

病児（症状の急変が認められない状態にある児童）及び病後児（病気の回復期にある児童）を糸島市の病児・病後児保育施設において、一時的に保育する。なお、糸島市病児病後児保育施設は、指定管理者制度を導入しており、現在は、糸島市医師会が指定管理者である。

・ 民間保育所施設整備事業（実計）

私立保育所等が施設整備を行う際に、補助を行う。施設整備に伴い、定員増とすることにより待機児童の解消を図る。

【平成 30 年度実績】

・ るんぴに保育園の建替えを行い、定員が 15 名増加

（るんぴに保育園の建替え事業は、平成 29 年度からの繰り越し事業）

・ 姫島託児所管理事業

認可外保育所である姫島託児所の、運営継続に必要な費用を補助金として交付するもの。

・ 施設型給付事業（私立保育所等分）

保育の実施を委託する市内の私立保育所 18 園、及び保育所型認定子ども園 1 園、並びに市外広域委託保育所に対し、国で決められている保育単価に、入所児童数を乗じた金額を支弁し、保育の実施が必要な児童に対する保育の充実を図るもの。

・ 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う。

・ 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

・ 障害児保育事業

障害のある児童の増加及び市立保育所の民営化に伴い、私立保育所における障がい児の受入の補助基準を見直し、障がい児保育の充実を図る。

- ・ 幼稚園就園奨励事業
 私立幼稚園が、当該幼稚園に在園する幼児の保護者に対し、入園料及び保育園料を減免する場合、幼稚園に対し国の定める交付基準の範囲において補助金を交付する。
- ・ 私立幼稚園子育て支援補助事業
 糸島市在住で園児を同時に 3 人、幼稚園へ就園させている保護者に対し、3 人目の園児の保育料等を補助する。
- ・ 施設型給付事業（私立幼稚園分）
 子ども・子育て支援事業を活用する私立幼稚園等に、施設型給付費（運営費）の支払いを行う。
- ・ 保育支援事業（実計）
 保育士不足による待機児童の解消等を図るため、無料職業紹介所に登録した保育士等（有資格者、無資格者）と市内の保育所等とのマッチングを行う。
 【平成 30 年度実績】
 - ・ 求人登録者（有資格者 6 人、無資格者 1 人、計 7 人）中 3 人就職
 - ・ 求人登録園 12 園
- ・ 子育て短期支援事業（実計）
 保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが、一時的に困難となった場合に、保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行う。
 【平成 30 年度実績】
 - ・ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業：延べ 12 人
 - ・ 夜間養護等（トワイライト）事業：利用なし
- ・ ファミリーサポート事業（実計）
 子育てを援助して欲しい人（お願い会員）と子育ての援助をしたい人（サポート会員）が会員となって、子どもの預かりなど一時的な子育てを助け合う有償ボランティア事業で、事務局がマッチングを行う。
 【平成 30 年度実績】
 - ・ 平成 30 年 4 月事務局開設、7 月事務所開設、10 月相互援助活動開始
 - ・ 平成 31 年 3 月末現在会員数等
 - お願ひ会員 112 人、サポート会員 45 人、どっちも会員 6 人、計 163 人
 - 相互援助活動数 31 件

・ 保育所等事故防止推進事業（実計）

市内の保育所等が、保育中の事故防止のために活用できる備品を購入する際の費用の一部を補助する。保育における重大事故は、睡眠中等の場面で発生しやすいことから、睡眠中の事故防止に活用できる備品が補助対象である。

【平成 30 年度実績】

- ・補助金を交付した保育所等の数 7 園
- ・死亡事故件数 0 件

・ 地域型給付事業（小規模保育事業所分）（実計）

子ども・子育て支援新制度に位置づけられた 0～2 歳児までの比較的小規模な保育事業所である小規模保育事業所へ、保育の実施を委託し、委託費を支払うことで、待機児童の解消を目指す。

【平成 30 年度実績】

- ・平成 30 年 4 月に小規模保育事業所「りんでんの家」が開設された
- ・平成 31 年 3 月末時点の入所児童数は 21 名

(2) 点検施策「地域資源を生かした観光を確立する」の点検結果

(施策統括課：商工観光課)

外部点検による施策の方向性の示唆

海や山などの豊かな自然環境を生かしつつ、クラフトや陶芸作家への支援を通して地域資源を作り、体験型観光のメニューにより滞在時間を伸ばすなど、様々な手法での取組が、今日の糸島人気に繋がっていると思われる。また、テレビや雑誌などへの積極的な広報についても評価したい。

しかしながら、糸島市内での宿泊施設が少ないことに加え、空港があり、九州の観光拠点である福岡市から公共交通機関で30分程度という利便性が、逆に観光入込客数の増加が宿泊客数増加に直結しない、という問題を引き起こしていると考えられる。今後、宿泊施設の誘致、宿泊につながるような観光メニューを考えるなど、宿泊者数を伸ばすための仕組みづくりも必要となってくると考える。

また、観光客に糸島の良さを知ってもらうためには、体験型メニューへの参加など、地域との交流が欠かせないと思う。それは、観光客が地域へと入っていくことを意味しており、地域住民の日常生活への影響が大きくなることが懸念される。そのため、地域住民の安心安全な暮らしが守られるよう、観光振興と併せて、ゴミやマナー等、地域への迷惑行為への対策にも力を入れる必要がある。

例えば、九州外からの観光客や、九州大学へ来る世界各国の研究者の滞在の拠点となるような、リゾートホテルなどの宿泊施設の誘致も可能であれば考えていただきたい。

また、体験型プログラムでも、早朝や夜間などのプログラムと宿泊までを一つのプランとするような、日帰りでは体験できないメニューを準備できれば、宿泊者数の増加を進めることが出来るのではないだろうか。

もちろん、ゴミやマナーの注意喚起については、口頭での注意喚起も含め、現在実施している施策の効果を調査し、評価したうえで、適切でより効果的な方法を探していくことが必要となるだろう。

九州大学という、日本各地及び世界各国から、生徒や研究者が集う施設が糸島にあるということを活用し、関係者によるSNSなどによる情報発信も一つの方法だろう。

加えて、糸島市の歴史・文化は全国レベルの資源であり、それを観光面で有効活用していくことも重要と考える。

いずれにせよ、歴史や文化、自然環境などの観光資源に恵まれ、近年の注目度の高さをさらに活かしていくためにも、糸島市の観光をこのようにして行きたい、という姿を描き、市民と共有することが必要ではないか。観光分野に携わる人に限らず、子どもや高齢者など様々な立場の人と対話することにより、何が必要とされているのか、どういう姿を描くべきなのが見えてくるのではないだろうか。

農業者や漁業者、商工会などの多様な関係者で構成される糸島版DMOを設立したことにより、今後これを中心として、観光事業が進展していくことを期待する。

外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見

施策全体に関して

〈良いと思われる点〉

- ・クラフトや陶芸作家への支援を積極的に行っている。
- ・多くの体験型観光メニューを準備し、継続して実施している。
- ・観光客を受け入れられるキャパシティや経済効果、住民生活への影響、糸島の良さを守る事などのバランスを考慮した施策及び事業づくりをしている。
- ・糸島版DMOが設立され、商工会などの関係者が一体となった戦略的な事業が可能になった。

〈見直し・改善すべきと思われる点〉

- ・滞在型リゾートホテル等の、滞在の拠点となるような宿泊施設がない為、関東や関西、または海外からの観光客が少ない。
- ・体験型や滞在型の観光事業をさらに充実させることで、他府県からの観光客や海外からの観光客を増やしていく必要がある。
- ・地域観光の主要な関係者である商工会と十分な意見交換をして欲しい。
- ・現在実施されている、九州大学留学生による糸島国際観光大使のSNSでの情報発信のみでなく、他の留学生や生徒も母国や故郷へ糸島の魅力を発信するような取組みを行っていただきたい。
- ・縄文・弥生時代の遺跡などは、国内でも有数な歴史資源であるので、ストーリーの見せ方を工夫するなど、体験型観光以外の面でも地域資源を生かしてほしい。吉岐の博物館のように、ビデオがあるなら見せてほしいし、アニメなどもいくつか面白いものを作ってほしい。
- ・祭りなどの従来からあるものを活用すれば、地域住民との触れ合いも出来るのではないかな。
- ・ゴミやマナーの問題など、住民の苦情を減らす取組みを徹底して欲しい。

個別の事業に関して

[DMO設立支援事業（実計）]

- ・3年後以降の中長期計画がまだ曖昧である。
- ・DMOのマーケティングや企画などにおいて、九州大学の知恵や力も活用していただきたい。
- ・観光における総合的なこと（調査、潜在ニーズの把握と提案企画、住民の暮らしや自然を守る事等）の核を担う役割となる事を期待する。
- ・今後DMOが果たすべき役割は、非常に大きくなると思われるため、それを担う人材育成が重要となってくる。

[いとしま応援プラザ運営事業]

- ・いとしま応援プラザ事業が、この観光推進の施策に入っているため、もう一つの目的である、地域課題の解決への指標などが設定されておらず、重要視されないのではないかと不安である。施策と事業の組み合わせの再編、または指標の再考が必要ではないだろうか。
- ・コミュニティビジネスの起業後、どうなったのか知りたい。

参考：点検施策の概要

【長期総合計画後期基本計画での位置付け】					
基本目標：7 地域資源を生かした産業創出のまちづくり					
政策：3 観光の振興					
施策： 地域資源を生かした観光を確立する					
【施策概要】					
<p>地域資源を生かした観光が確立される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（自然、歴史、文化、新鮮な食材、九州大学など）を生かした「体験型観光」がさらに進む。 ・糸島市地域DMO候補法人（糸島市観光協会）が核となり、糸島市の観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながらマーケティングや観光地経営の戦略策定を担い、地域の稼ぐ力を引き出す。 ・「体験型観光」の推進のために、地域固有の魅力を観光客に伝えるエコツーリズム（ 1 ）が進む。 ・観光入込客数が増加し、さらに、滞在時間の延長を図り、宿泊観光者数が増加する。 ・地域などが主体的に継続して体験型観光事業を展開する。 <p>1 「エコツーリズム」・・・地域ぐるみで自然環境や歴史環境など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。</p>					
【成果指標】	H29実績	H30実績	R1見込	R2計画	目標値 (R2)
観光入込客数 (万人)	632.9	648.3	650.9	660.0	660.0
宿泊観光客数 (万人)	11.7	11.7	15.3	16.8	16.8
体験観光事業 参加者数(人)	887	414	1,269	1,410	1,410

【施策を構成する事務事業とその概要】

・DMO設立支援事業（実計）

（一社）糸島市観光協会を核とした糸島市版DMO発足を目指し、組織体制に関する協議及びDMO設立後の収益事業の試行・検証を支援。設立後はDMOが核となり、本市を訪れる観光客のマーケティングを行った上で、収益性の高い観光事業を実施し、来訪客の増加を始め、観光関係事業者のしごとづくりや所得向上、地域の活性化を図る。

【平成30年度実績】

平成31年3月29日付けで、官公庁への「地域DMO候補法人」の登録が完了した。モニター事業としてレンタサイクル事業の拡充、スイーツ&カフェチケットの販売、体験プログラムの予約システム導入などを行った。

・いとしま応援プラザ運営事業

地域課題の解決または地域資源を生かした地域の活性化にビジネスの手法を用いて取り組むコミュニティビジネスの起業家及び芸術文化活動者に対し、相談・情報提供、芸術文化活動者の作品展示・販売支援・活動内容の発信・市民等との交流推進等を行う。

4 令和元年度外部点検のまとめ

まず、今回の外部点検を通して、市職員が各施策推進に向け、様々な事業を実施しながら日々努力され、ご尽力いただいていることがよくわかり、その姿勢は大いに評価します。

社会情勢の変化に応じて発生する新たな課題に対して、限られた人員や予算の中で市民の期待に応えるために、出来るだけ高い成果を出そうと、様々な手段を講じようとしている姿に感銘を受けました。

また、外部点検を実施するに当たり、点検施策統括課の職員の皆様には、点検資料の作成や事前質問への回答など、真摯な対応をいただき、敬意を表します。

今年度点検した2つの施策について、個々の点検結果は先に記載したとおりですが、2施策に共通して感じたことについて、今後の長期総合計画について、まとめとして意見を述べます。

【2 施策共通事項について】

立場の違う人との対話を通じて、課題を検討することが必要ではないか

様々な事務を実施する上で発生する課題について、行政内部だけで解決を行うには限界が来ているのではないのでしょうか。時には、担当分野と関係のない人も含めた、幅広い世代や分野の人との対話を通して、取組の幅を広げる必要があるのではないのでしょうか。

また、これまで接触の無かったような関係者同士の、対話の機会を作ることで、課題解決の糸口がつかめることもあるかもしれません。

関係者間での情報の共有などはしていても、新しい人を加えたワークショップのような形で対話することにより、新しく見えてくるものもあるでしょう。対話の手法も含めて、今後検討が必要ではないのでしょうか。

“わかりやすく伝える” “継続して発信する” を心掛けてほしい

伝えたいことが伝えたい人に伝わるということは、非常に重要な事だと考えます。取組の効果向上のみならず、伝わることで、市の取組に対する市民の満足度が上がることも考えられます。どのような方法で伝えるのか、どのような言葉で伝えるのか、認識しやすい方法で、分かりやすい言葉で伝える方法を工夫されるよう期待します。スローガンやキャッチフレーズなどを名札や名刺に、案内地図などの配付物に記載するなどにより、絶えず発信することも有効ではないのでしょうか。様々な媒体や手段を使い、情報等を受け取る側の意識向上も含めた、伝えるための活動を一層強化されることを期待します。

また、このことについては昨年及び一昨年の報告書でも意見を述べさせていただいています。これは、この視点がいずれの分野においても非常に重要なものであり、同時に改善を繰り返してい、それ

を継続していく必要があるということではないでしょうか。もちろん、今回の点検施策統括課において、現在でも検討を繰り返し、努力されている事と思いますが、情報の受け手の立場に立ち考えることが必要です。で述べたように、様々な立場の人の意見から、改善方法を考えていくことも一つの方法ではないでしょうか。

【今後の長期総合計画について】

「現在」の延長線で物事を考えることができていた高度成長期と異なり、成熟期に入って久しい今日の自治体経営においては、今までの経験や感覚による判断が通用しにくく、『エビデンス（科学的根拠）に基づく、政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）』が求められています。

また、その政策の効果が想定通り表れているかについて、定期的に市長・部長・課長が進捗管理を行う「内部進捗管理」を適切に行うことは、長期総合計画を組織全体で推進するために必要なことです。ただし、それを可能にするためには、長期総合計画で掲げた政策・施策などの達成度を測定する適正な数値成果指標（アウトカム基準）を、計画策定時に部や課など市組織の業績評価基準として設定することが、極めて重要です。

糸島市では、次期長期総合計画の策定作業が本格的に始まったところです。長期総合計画は、市の将来像を描き、その実現のための道筋を立てる重要な計画です。その政策や施策、事務事業及びその指標を考える上では、エビデンス（科学的根拠）やそれらを踏まえたロジックに基づいた考え方が必要となってきます。特に成果指標については、難しいことではありますが、適切な内部進捗管理のために、適正な指標と数値の設定に努めてください。

さらに、平成 28 年 2 月 15 日付の第 2 次糸島市行政改革大綱案等への答申において、付帯意見としていたとおり、現在の長期総合計画は、政策・施策の数が多く、特定の部署への偏りもあるため、その数を調整するなどし、必要に応じて施策と事務事業の間に基本事業を導入し、組織に振り分けしやすいように留意していただきたい。

加えて、平成 28 年度から実施してきた外部点検は、今回で一旦休止となりますが、これまでの点検で、先に述べた 2 点の他に次のような意見も述べさせていただいています。

これらの視点を踏まえ、次期長期総合計画の策定が進むことを期待します。

施策が目指している姿が、どのような状態であるのかを具体的に明らかにし、担当者（市職員）間で施策のありたい姿を共有する必要があると考えます。そうすることで、どの事業に重きを置き、どのような道順で施策のありたい姿に近づけていくのか、というロードマップなどの検討がしやすくなるのではないのでしょうか。そしてこれらは市職員だけでなく、市民とも共有すべきと考えます。

施策のありたい姿の向こう側には、市民が期待する効果がきちんとあり、市民の受ける成果（アウトカム）を常に意識することが大切です。こうした視点による成果指標の設定を行うことで、市民の理解を得た施策の推進が可能になるのではないのでしょうか。

糸島市行政改革推進委員会

会長	村藤 功
副会長	西 憲一郎
委員	石長 康史
	岩井 美樹
	佐藤 倫子
	鶴原 佑希
	藤原 好子
	松嶋 慶祐
	吉岡 愛一郎
	河野 知和